

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

山野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合規則第七号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「条例第七条第二項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第七条第二項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改める。

第十条中「条例第七条第二項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に勤務すること」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に時間外勤務」に改め、同条を第九条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第十条 任命権者は、職員に時間外勤務を命じる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

一 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（イにあつては、時間）

イ ロに掲げる職員以外の職員 次の(1)及び(2)に定める時間

(1) 一月において時間外勤務を命ずる時間について四十五時間

(2) 一年において時間外勤務を命ずる時間について三百六十時間

ロ 一年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(1)及び(2)に定める時間及び月数

(1) 一年において時間外勤務を命ずる時間について七百二十時間

(2) イ及び次号（ロを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、広域連合長が定める期間において広域連合長が定める時間及び月数

二 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務を言う。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のイからニまでに定める時間及び月数

イ 一月において時間外勤務を命ずる時間について百時間未満

ロ 一年において時間外勤務を命ずる時間について七百二十時間

ハ 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の一月当たりの平均時間について八十時間

ニ 二年のうち一月において四十五時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について六月

2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。広域連合長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として広域連合長が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第一項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日等)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。